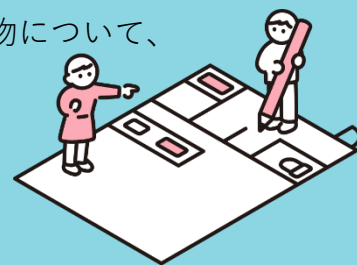


法改正により、令和7年4月1日以降に着工する住宅・建築物について、

- ・建築確認や検査の対象となる建築物の規模の見直し（4号特例の見直し）
- ・木造戸建て住宅の壁量計算等の見直し
- ・原則すべての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化などが開始されます。



これらの制度の円滑な実施に向け、広島県内で説明会を開催します。

受講対象者

設計等の実務を行う建築士、建設事業者など

講習内容

建築基準法・建築物省エネ法 改正の概要
建築確認申請時の留意事項 等

開催場所
スケジュール

令和6年11月以降の予定

随時更新中

（限定特定） 行政庁名	開催予定日	開催場所	定員	問合せ先		
呉市	11月20日（水）	呉市役所 本庁舎7階 754会議室	40名	呉市	建築指導課	0823-25-3511
福山市	12月2日（月）	まなびの館ローズコム （福山市生涯学習プラザ） 4階大会議室	190名 程度	福山市	建築指導課	084-928-1103
東広島市	12月7日（土）	東広島商工会議所 1階会議室	50名	東広島市	建築指導課	082-420-0956
尾道市	12月20日（金）	尾道市役所 2階多目的スペース	90名 程度	尾道市	建築課	0848-38-9245
三次市	12月17日（火）	みよしまちづくりセンター ペペラホール	70名 程度	三次市	都市建築課	0824-62-6385

※ 上表は令和6年10月時点の情報です。廿日市市、三次市においては令和7年1月以降も開催予定です。

※ スケジュールは随時更新しています。最新の情報は県ホームページをご確認ください。

※ 説明会の開催時間及び申し込み方法は、開催する市町HPに掲載予定です。

県ホームページのリンクから、各市町の情報をご確認の上、申込を行ってください。

（既に申込を終了している場合がありますので、ご了承ください。）

県ホームページ

● トップページ > 組織で探す > 土木建築局 > 建築課 >
<令和7年4月施行>改正建築基準法・改正建築物省エネ法について

● <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/kaisei-kenchiku-ene.html>

